

令和 6 年 7 月 8 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県鈴鹿市平田新町2番2号
医療法人の名称 医療法人 松尾会
理 事 長 名 松尾 幹雄
電 話 059 (378) 8600

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 松尾会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市平田新町2番2号

(3) 設立認可年月日 平成 6年 2月28日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 3月10日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松尾内科クリニック	2410305342	三重県鈴鹿市平田新町 2番2号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月27日	令和4年度決算の決定
〃	理事報酬の承認
令和6年3月25日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 松尾会
所在地 三重県鈴鹿市平田新町2番2号

※医療法人整理番号 01129

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	244,109 千円
2. 負 債 額	5,261 千円
3. 純 資 産 額	238,848 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	236,881
B 固 定 資 産	7,228
C 資 産 合 計 (A + B)	244,109
D 負 債 合 計	5,261
E 純 資 産 (C - D)	238,848

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 松尾会
所在地 三重県鈴鹿市平田新町2番2号

※医療法人整理番号 11/24

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	236,881	I 流 動 負 債	5,261
II 固 定 資 産	7,228	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	7,203	負 債 合 計	5,261
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	25	科 目	金 額
(うち保有医療機関債)	0	I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	228,848
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	238,848
資 産 合 計	244,109	負債・純資産合計	244,109

法人名 医療法人 松尾会

※医療法人整理番号 01174

所在地 三重県鈴鹿市平田新町2番2号

損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,568
2 事業費用	64,004
本来業務事業利益	12,564
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	12,564
II 事業外収益	532
III 事業外費用	0
経常利益	13,096
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,096
法人税等	2,816
当期純利益	10,280

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 松尾会

理事長 松尾 幹雄 殿

私は、医療法人 松尾会の令和5年度 会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月21日

医療法人 松尾会

監事 古川 典明